

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ① 日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ② 学力の向上 ③ 大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ② 子供・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③ 被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ① 職業能力・意欲の習得 ② 就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ（訪問支援）に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
 - ① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
 - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ② 障害等のある子供・若者の支援
 - ③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
 - ④ 子供の貧困問題への対応
 - ・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ① 児童虐待防止対策
 - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

(出典) 内閣府ホームページ (<https://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html>)

COLUMN
No.1

子供・若者の声を行政に届ける!

内閣府では、子供・若者が積極的に意見を述べるができる機会を作り、その社会参加意識を高めるとともに、子供・若者育成支援施策の企画・立案の参考にすることを目的として、「青少年意見募集事業」を実施している。

この事業では、インターネットを利用して、全国から中学生以上30歳未満の「ユース特命報告員」を募集し、この報告員に特定の課題に対する意見を求めることとしている。

平成30(2018)年度は、関係府省の協力の下、「子供の性被害防止対策」(警察庁)、「子供や若者へ向けた、食品安全に係る情報発信」(農水省)、「若い世代の困りごとの相談先と法テラス」(法務省)、「子供・若者の生活文化や国民娯楽に対する意識」(文化庁)、「子どもの人権SOSミニレター」(法務省)の5つのテーマで、意見募集を実施した。

毎回、それぞれのテーマに対する子供・若者ならではの率直な意見が出されており、寄せられた意見は有識者会議の資料として活用されることなどを通して、関係府省の政策の企画・立案にいかされている。

また、インターネットを利用した意見募集のみならず、ユース特命報告員と国の施策担当者が対面で意見交換を行う「ユース・ラウンド・テーブル」も開催している。平成30年度は、「子供の性被害防止対策」(警察庁)、「次代を担う女性の科学技術人材育成」(内閣府)、「子供・若者の生活文化や国民娯楽に対する意識」(文化庁)をテーマとして開催した。

第2回の「次代を担う女子の科学技術人材育成」では、大学の准教授による講演も行われ、女子生徒等の理工系分野への進路選択を支援する取組や広報の方法等について活発な意見交換が行われた。

この事業で集められた主な意見は、内閣府ホームページ¹に掲載されている。



(ユース・ラウンド・テーブルの様子)

内閣府 平成31年度
ユース特命報告員
募集中!

～皆さんの「声」、聴かせてください～

☆ユース特命報告員の役割☆(定員:500名)

○意見募集(インターネットによるアンケート方式)へ参加...

- ・年に5回程度を予定。
- ・報告1回につき、謝礼有。

○関係府省の施策担当者と対面による意見交換も実施...

- ・年に3回程度を予定。 ※参加は希望制

内閣府では、**中学生から20代の方**を対象に、お示しするテーマについて意見を報告いただく「ユース特命報告員」を募集しています。いただいたご意見は、青少年施策を始めとする国の施策の企画・立案の参考として活用することとしています。

君もユース特命報告員にしよう!!

ENTRY
今すぐ検索!

青少年意見募集事業 検索

内閣府青少年意見募集事業担当
TEL: 03-2253-2111(内線:38251)

(ユース特命報告員募集リーフレット)

1 <http://www.youth-cao.go.jp/index.html>